

【 プラスチックごみ対策について 】 決算特別委員会

次に、プラスチックごみ対策についてですが、

プラスチックについては、廃プラスチック有効利用率の低さや、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的な課題となっています。

最近の報道でも、国内外の大学・研究機関が世界の 16 カ所で行った共同調査で、32 種の海鳥 145 羽の尾羽の近くの器官から分泌される脂肪を分析したところ、52%に当たる 76 羽から、プラスチックを燃えにくくしたり、紫外線による劣化を防いだりするための添加剤が検出され、プラスチックによる海鳥への汚染が地球規模でひろがっていることなどが伝えられています。

令和元年には、国の海洋プラスチックごみ対策アクションプランや、プラスチック資源循環戦略が策定され、本年 6 月にはプラスチック資源循環促進法が制定されたことから、プラスチックごみなどへの対応が急務とされていますので、道のこれまでの取組や今後の対応などについて、以下、伺います。

(一) 海洋プラスチックごみ発生抑制対策調査について

道は、昨年度、一般廃棄物対策事業費の中に、新たに『海洋プラスチックごみ発生抑制対策調査費』を措置していますが、この事業の概要と決算の状況について伺います。

(答弁：循環型社会推進課長 津島正緒)

- ・ 陸上から海洋へプラスチックごみ流出に対する発生抑止対策の検討に資するため、
- ・ 石狩川など道内 5 河川と河口周辺の海岸を選定し、プラスチックごみ等の量や種類、分布状況とともに、マイクロプラスチックの量や形状など調査。
- ・ プラスチックごみの河川からの流出実態の把握と発生源の推定を行った。
- ・ 本事業は委託により実施（予算額：2499 万 9000 円）

(決算額：2475 万円)

(二) 調査結果について

3月に策定された、第3次海岸漂着物対策推進計画には、この調査の中間報告の概要が示されていましたが、最終的な調査結果はどのようなになっているのか、課題などと併せて伺います。

(答弁：循環型社会推進課長 津島正緒)

- ・ 河川では、食品容器やペットボトルなど生活系ごみが大半を占め、海岸では、主に河川から流れてきたと思われる生

活系ごみのほか、事業系ごみが確認され、陸地で発生したごみの影響が大きいものと考えられる。

- ・マイクロプラスチックについて、河川は、下水処理場の下流域で多く確認、生活排水との関連が考えられる。
- ・海岸は、河川から下流、漂着したプラスチックごみの風化によるものが確認。
- ・調査を通じて、発生源の推定と想定される対策を整理したが、漂着ごみの堆積速度や下水処理場とマイクロプラスチックの関係が不明など、さらなる検討が必要な課題も明らかになったことから、今年度も、同一地点で継続的な調査を実施。

(三) 調査のあり方等について

この調査は、対象範囲や期間などを含め、一定期間継続して実施することで必要なデータなどが得られるものと考えます。

この調査のあり方をどのように考え、調査結果を同対策に活かして、海洋プラスチックごみの排出抑制に繋げていくのか、伺います。

(答弁：循環型社会推進課長 津島正緒)

- ・海洋プラスチックごみの発生抑制に向けて、下流各流域での散乱状況等の傾向を把握するため、こうした調査を行い、継続的にデータを収集・蓄積することが重要。
- ・昨年度の調査結果は、プラスチックごみの大半が生活系のごみで、その多くがポイ捨て等により発生。
- ・3Rの推進やごみの投棄をしないという行動変容を促す取組が必要。
- ・道としては、引き続き、ポイ捨てに対する意識改革を進め、今年度の調査を取りまとめた後、2年間の調査結果の比較検証を行い、散乱・組成の傾向を分析し、漂着ごみの実態把握に努めながら、発生抑制に向けた対策について検討。

(四) これまでの取組について

昨年年第1回定例会の予算特別委員会では、我が会派の委員から、国の『海洋プラスチックごみ対策アクションプラン』を踏まえた取組に対する道の対応について伺い、『あらゆる機会を捉えてマイバック持参などの『プラスチックとの賢い付き合い方』の実践を促すほか、官民が連携したレジ袋を削減する取組や、3Rを意識した循環型のライフスタイル、ビジネススタイルの定着に向けた普及

啓発、代替素材の開発等のイノベーションに関する情報発信を行う』との答弁がありました。

その後、これまでの間、どのように取組を進めてきたのか、成果や課題について伺います。

(答弁：循環型社会推進課長 津島正緒)

- ・道では、昨年度、コンビニに協力いただき、レジ袋辞退を促すポップの店内への掲示や、民間事業者と連携し、小中学生向け環境情報誌を活用して、子ども達にレジ袋の辞退を習慣づけてもらうカレンダーを配布するなど、レジ袋削減やマイバック持ち歩きの啓発を行った。レジ袋の受取数減少など一定の成果があった。
- ・生活で様々な使用されているプラスチックについては、製造から、廃棄に至るまでのあらゆる段階で資源循環を促進していくことが重要であると認識。

(五) プラスチック資源循環促進法について

6月にプラスチック資源循環促進法が公布され、現在、関連する政省令案などについて中央環境審議会 循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会等で

の審議を経て、パブリックコメントが行われているところです。

明らかになってきた基本方針や政省令案などを踏まえ、施行が予定される来年4月に向けて、道としてどのように準備を進めて行くのか、伺います。

(答弁：環境局長 土肥浩巳)

- ・パブコメ政省令案では、使い捨てスプーン等、プラスチック製品の有料化や、提供する際の消費者への意思確認など、小売店などプラスチックを提供する事業者が取り組むべき事項、市町村が再商品化事業にプラスチック廃棄物を引き渡す際の分別基準などが示されたところ。
- ・道としては、国の動向などの情報収集、市町村などの関係者に提供するとともに、市町村が新たな分別収集する際の費用負担など、想定される課題について国に必要な財源措置など要望するなど、法の趣旨に沿ったプラスチックの排出抑制や再資源化等が円滑に進められるよう取組んでまいる。

(六) 今後の取組について

環境への負荷を最小限に抑え、持続可能な社会の実現を図るためには、プラス

チックごみなどの排出抑制だけではなく、プラスチックの適切な利用や代替品への転換など、社会全体の変革が求められます。

新たなプラスチック資源循環促進法を踏まえ、循環型社会の形成に向けて、道としてどのように取組んでいく考えなのか、伺います。

(答弁：環境生活部長 森 隆司)

- ・海洋における生態系への影響や気候変動など、プラスチック資源循環を一層推進する重要性が高まっており、3Rの推進などはもとより、新法による政策展開と連携した取組が重要と認識。
- ・道としては、リサイクル施設の整備、リサイクル製品の利用促進などに加え、新法の趣旨も踏まえ、ワンウェイプラスチックの提供方法の工夫などによる、
- ・プラスチックごみのさらなる排出抑制や、自主回収の促進。
- ・市町村が行う分別収集への支援のほか、再資源化技術の研究開発、道産木材の利用拡大によりプラスチックごみの削減を進めるなど、本道の特性を活かした循環型社会の形成に向けて取り組んでまいり。